

参考資料①  
(標準仕様書【第1.0版】について)

# 機能要件について(1/2)

項目	内容				
<p>機能要件に係る 各項目の説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本仕様書の対象範囲において定義すべき機能について、<b>【実装すべき機能】</b>、<b>【実装してもしなくても良い機能】</b>及び<b>【実装しない機能】</b>の三類型に分類。 <ul style="list-style-type: none"> <li><b>【実装すべき機能】</b>：事業者のパッケージシステムが本仕様書に準拠するために実装しなければならない機能</li> <li><b>【実装してもしなくても良い機能】</b>：事業者によって、実装の有無を判断してもよい機能。実装されていれば、地方団体が利用を選択できる。</li> <li><b>【実装しない機能】</b>：事業者のパッケージシステムが本仕様書に準拠するために実装してはいけない機能</li> </ul> </li> <li>○ 要件の考え方・理由 <b>各要件の検討過程</b>などを、必要に応じて補足説明。</li> <li>○ 指定都市要件 行政区の管理など、<b>指定都市特有の税務業務において必要な要件を定義。</b></li> </ul>				
<p>機能に関する事項</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>各地方団体において 条例等に定める事項 の対応</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>税率や減免、納期など、各地方団体の判断に委ねられている事項については、パラメータ処理により対応することを基本とする。これによりがたい場合には、標準準拠システムとは別にシステムを構築して情報連携するアドオンにより実現することを想定。</u></li> <li>○ <u>そのような工夫をしてもなお、必要なサービスを提供できない場合、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条第2項においては、標準化対象事務以外の事務を標準化対象事務と一体的に処理することが効率的であると認められるときであって、標準準拠システムに係る互換性が損なわれない場合に限り、必要最小限の改変や追加を行うことができるとされている。(ただし、統一・標準化の趣旨を踏まえ、極力これを避けるべき)</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>外部機関や標準化 対象外システムとの 連携</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>外部機関(指定金融機関等)や庁内システム(財務会計システム等)との連携については、各地方団体において連携先の統一が困難であるが、API連携機能等により、連携のために必要な機能を導入することができる。</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>各地方団体において 条例等に定める事項 の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>税率や減免、納期など、各地方団体の判断に委ねられている事項については、パラメータ処理により対応することを基本とする。これによりがたい場合には、標準準拠システムとは別にシステムを構築して情報連携するアドオンにより実現することを想定。</u></li> <li>○ <u>そのような工夫をしてもなお、必要なサービスを提供できない場合、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条第2項においては、標準化対象事務以外の事務を標準化対象事務と一体的に処理することが効率的であると認められるときであって、標準準拠システムに係る互換性が損なわれない場合に限り、必要最小限の改変や追加を行うことができるとされている。(ただし、統一・標準化の趣旨を踏まえ、極力これを避けるべき)</u></li> </ul>	<p>外部機関や標準化 対象外システムとの 連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>外部機関(指定金融機関等)や庁内システム(財務会計システム等)との連携については、各地方団体において連携先の統一が困難であるが、API連携機能等により、連携のために必要な機能を導入することができる。</u></li> </ul>
<p>各地方団体において 条例等に定める事項 の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>税率や減免、納期など、各地方団体の判断に委ねられている事項については、パラメータ処理により対応することを基本とする。これによりがたい場合には、標準準拠システムとは別にシステムを構築して情報連携するアドオンにより実現することを想定。</u></li> <li>○ <u>そのような工夫をしてもなお、必要なサービスを提供できない場合、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条第2項においては、標準化対象事務以外の事務を標準化対象事務と一体的に処理することが効率的であると認められるときであって、標準準拠システムに係る互換性が損なわれない場合に限り、必要最小限の改変や追加を行うことができるとされている。(ただし、統一・標準化の趣旨を踏まえ、極力これを避けるべき)</u></li> </ul>				
<p>外部機関や標準化 対象外システムとの 連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>外部機関(指定金融機関等)や庁内システム(財務会計システム等)との連携については、各地方団体において連携先の統一が困難であるが、API連携機能等により、連携のために必要な機能を導入することができる。</u></li> </ul>				

## 機能要件について(2/2)

項目	内容	
機能に関する事項 (続き)	エラー・アラートに係る要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務の正確性を期すため、提出された申告書のデータをシステムに取り込む際などにエラーチェックが行われるが、このような場合の<u>エラー・アラートに係る要件は、その概要のみを記載し、突合対象項目などの詳細までは定義せず、参考資料として詳細条件を添付している。</u></li> <li>○ エラー・アラートに係る<u>共通的な考え方や基本的な要件は、税務共通で整理。</u></li> </ul>
	EUCに係る要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>保有するデータの二次利用を可能とするデータの抽出・分析・加工及びこれらのファイルやリストへの出力・印刷等の機能について定義している。</u></li> <li>○ <u>EUCにて抽出したデータを加工するためのツール等は、各地方団体の事情に合わせて必要な機能を導入することができる。</u></li> </ul>
	都道府県への報告等に係る要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>統一でき、かつ、必要性が認められた統計については定義(課税状況調、概要調書等)。</u></li> <li>○ <u>定義されていない都道府県に対する独自の報告等は標準化の対象外とし、パッケージシステムで提供されない場合は、外付けツール等(EUCを含む。)により対応することを想定。</u></li> </ul>
	計算・集計ロジック	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>課税計算や延滞金、還付加算金、各種集計表等の計算・集計ロジックが多く存在するが、これらについては、システムの内部設計に当たると考えられるため、本仕様書では詳細化していない。</u></li> </ul>
	バッチ処理(一括処理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>大量の課税資料の取り込みなど、バッチ処理(一括処理)による処理が必要となる機能が多く存在するが、必要性が確認されたものについては、バッチ処理(一括処理)における機能提供を記載している</u></li> </ul>



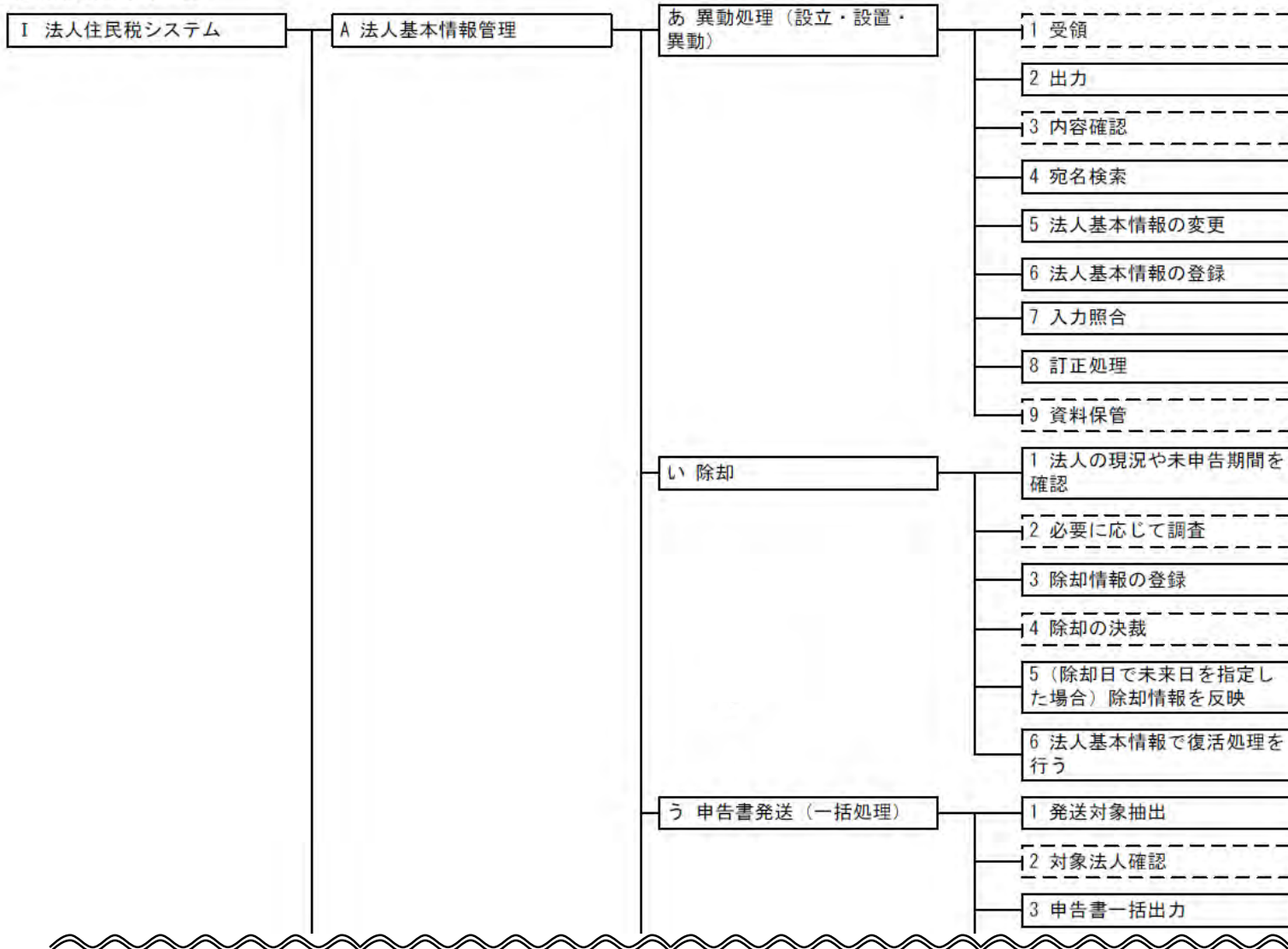
# ツリー図

○ 「ツリー図」により、業務フローに示すタスクを構造化し、標準化の対象となる業務を整理。

## ツリー図(例)

(注) 実線: ユーザータスク(人が情報システム等を主体的に操作して行うタスク)  
点線: マニュアルタスク(人が手作業で行うタスク)

### 3-2 法人住民税 ツリー図



# 帳票要件について(1/2)

項目	内容
帳票要件に係る各項目の説明	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>業務を実施するために必要な帳票の要件を規定。帳票の概要(帳票の用途)、出力条件、EUCでの代替の可否を規定した上で、必要な帳票に関しては帳票印字項目及び帳票レイアウトを定義。</u> 【実装すべき帳票】：事業者のパッケージシステムが本仕様書に準拠するために実装しなければならない帳票 【実装してもしなくても良い帳票】：事業者によって、実装の有無を判断してもよい帳票。実装されていれば、地方団体が利用を選択できる。</li><li>○ 外部帳票 地方団体から納税義務者や外部機関(金融機関等)に通知・送付する帳票。</li><li>○ 内部帳票 地方団体が内部事務で使用する帳票。</li><li>○ 用紙 帳票の印字枠や地方団体名などが予め印刷された用紙(プレプリント)や特殊な形状(圧着はがき等)を使用することが想定される帳票は「専用紙」、それ以外は「汎用紙」。</li><li>○ 要件の考え方・理由 各要件の検討過程などを、必要に応じて補足説明。</li></ul>
外部帳票について	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>地方税法施行規則で様式が定義されているものは、当該様式に準拠。</u>ただし、様式の見直しの必要性が確認されたものは、今後、様式の見直しを行う予定。また、<u>地方税法施行規則に定めがない場合であっても、統一的な様式の指針があるものについても、これに準拠する。</u></li><li>○ <u>外部帳票のうち「実装すべき帳票」については、帳票印字項目・諸元を定義し、納税義務者や外部機関(金融機関等)が複数の地方団体から受け取ることが想定される帳票を中心に、標準的な帳票レイアウトを定義。</u></li><li>○ <u>用紙サイズは基本的にA4縦としているが、帳票によっては視認性等に配慮してA4横等とする。</u></li></ul>

## 帳票要件について(2/2)

項目	内容
外部帳票について (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部帳票のうち「<u>実装してもしなくても良い帳票</u>」については、<u>帳票の主たる用途のみ定義</u>し、帳票印字項目・諸元及び帳票レイアウトは定義しない。地方団体において、<u>事業者のパッケージシステムにて提供される帳票をそのまま利用</u>する想定。</li> <li>○ <u>地方税法施行規則に定めのある帳票</u>や<u>統一的な様式の指針のある帳票</u>、<u>本仕様書において帳票印字項目・帳票レイアウトを定めた帳票</u>については、<u>帳票名称と帳票印字項目名称は本仕様書に準拠</u>。</li> <li>○ 各地方団体においては、事業者が提供するパッケージシステムの帳票レイアウトに合わせて、<u>専用紙の発注や印刷事業者への外部委託を実施</u>することを想定。<u>大量印刷・発送の際の対象物や条件</u>については、郵便局や外部委託先(印刷事業者等)との取決めや同封物の封入の有無などの詳細な条件については、<u>本仕様書の対象外とし、各地方団体が個々の事情にあわせて実施</u>する想定。</li> </ul>
内部帳票について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者が提供するパッケージシステムによっては、本仕様書で定義する<u>内部帳票を複数の帳票で実現</u>することや<u>複数の内部帳票の要件を一つの帳票で充足</u>することも想定される。このような<u>実装上の違いがあっても差し支えない</u>。</li> <li>○ 本仕様書に定義される帳票で業務が運用される想定ではあるが、必要に応じて、<u>標準化対象外とされた内部帳票をEUCツール等にてデータ出力</u>することは差し支えない。</li> </ul>
外部帳票・内部帳票の実現方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>外部帳票・内部帳票は事業者が提供するパッケージシステムから出力される想定</u>。ただし帳票印字項目・帳票レイアウトが充足するものであれば、<u>外付けツール等(EUCを含む。)</u>で実現することは差し支えない。</li> </ul>
定型文について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 印字される<u>定型文(通知内容や教示文等)</u>については、地方団体において条例等で定める内容も多いため、<u>詳細は定義していない</u>。</li> </ul>

# 機能要件数・帳票要件数

## 1.機能要件数

税目	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能
個人住民税	306	238	—
法人住民税	114	73	1
軽自動車税	101	42	—
固定資産税	109	44	—
収納管理	117	56	—
滞納管理	108	46	—
税務共通	49	20	5

## 2. 帳票要件数

税目	外部帳票			内部帳票	
	実装すべき帳票		実装してもしなくても良い帳票	実装すべき帳票	実装してもしなくても良い帳票
		うち、帳票レイアウトを規定した帳票(※)			
個人住民税	34	6	15	102	62
法人住民税	10	5	15	45	13
軽自動車税	14	14	36	49	29
固定資産税	33	24 (都計あり除く)	27	39	19
収納管理	20	17	30	77	12
滞納管理	197	70	117	135	81

※省令様式や基準様式があるものは含んでいない。また、現時点において作成中の帳票もあり、今後の仕様書改版に合わせて見直し予定。



# 帳票印字項目・諸元表(法人住民税の更正決定通知書の場合)

## 9-2\_帳票印字項目・諸元表\_法人住民税

帳票No. 2  
帳票名称 更正決定通知書

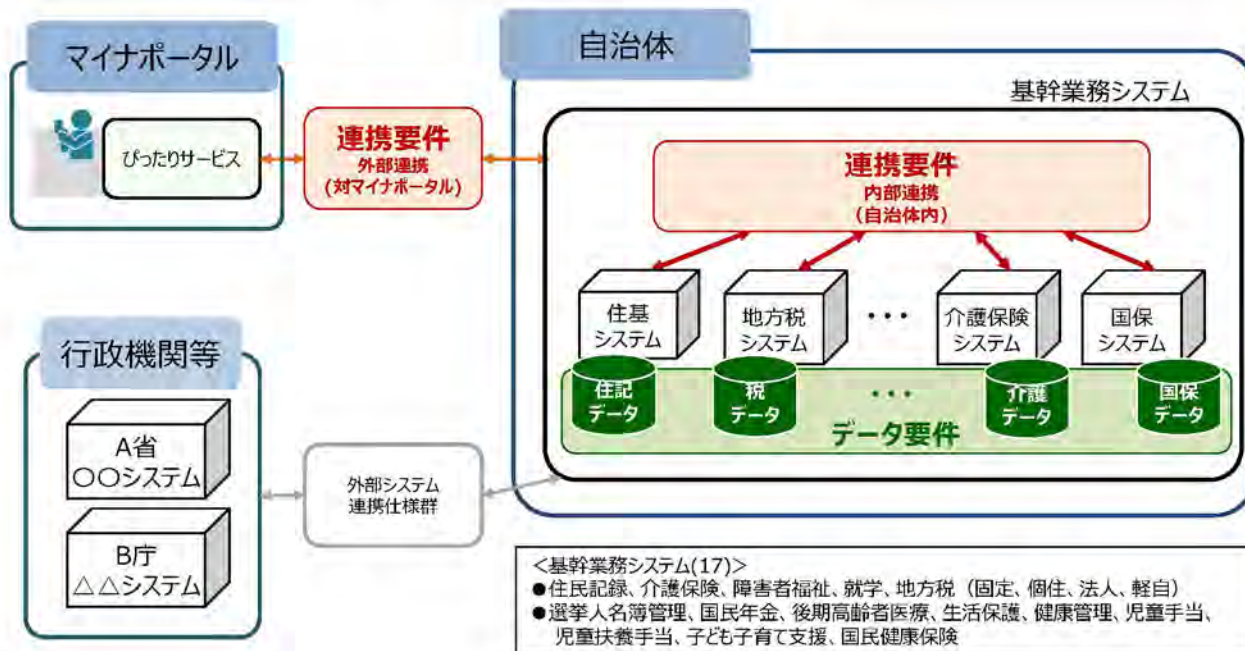
#	明細	表示項目		実施すべき項目	実施しても しなくても良い項目	備考	諸元表											
		大分類	小分類				内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行数	文字コード	和暦・西暦	文字列の対応	データを保持していない場合の表示	基本フォントサイズ(デフォルト)	最小フォントサイズ(デフォルト)	その他編集条件
1	送付先:所在地(郵便番号)			●				1	無	全角	8	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	
2	送付先:所在地(住所)			●				1	有	全角	25/4	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	
3	送付先:法人名称			●				1	有	全角	25/2	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	敬称(様、御中、殿のいずれか)を付加する。
4	納税義務者名:所在地			●				1	有	全角	60/2	IPAm 明朝	-	-	空白	11	-	
5	納税義務者名:法人名			●				1	有	全角	50	IPAm 明朝	-	-	空白	11	-	
6	カスタマーバースコード			●				1	無	-	-	-	-	空白	-	-		
7	法人管理番号			●				1	無	半角	15	IPAm 明朝	-	-	空白	11	-	
8	法人番号			●	●			1	無	半角	16	IPAm 明朝	-	-	空白	11	-	先頭から「1桁+△+4桁+△+4桁+△+4桁」で編集して印字することも可。
9	文書番号			●	●	地方団体により、文書番号を記載するが運用がわかれているため。	最上段右寄せ ※各自自治体で独自に付番、例:(記号)△第+発行番号+号	1	無	全角	22	IPAm 明朝	-	-	空白	11	-	
10	法人税の更正・修正申告日			●				1	無	日付型	11	IPAm 明朝	和暦	-	空白	11	-	
11	更正・決定事由			●				1	有	全角	25	IPAm 明朝	-	-	空白	11	-	
12	更正・決定事由(詳細入力)			●		11.更正・決定事由だけで不足する場合に、通知書単位で文字列を出力して補足説明する。		1	有	全角	25	IPAm 明朝	-	-	空白	11	-	
13	通知日			●				1	無	日付型	11	IPAm 明朝	和暦	-	空白	11	-	
14	通知者	肩書き		●			首長肩書など。 例)○○○○長	1	無	全角	20	IPAm 明朝	-	-	空白	11	-	
15		首長名		●			首長名など。 例)○○ ○○	1	無	全角	20	IPAm 明朝	-	-	空白	11	-	
16	公印			●				-	無	イメージ	-	-	-	空白	-	-		
17	通知書タイトル			●			例)法人市民税更正・決定通知書	1	無	全角	20	IPAm 明朝	-	-	空白	18	-	
18	通知書本文	次のとおり更正・決定しましたので通知します。		●				1	有	全角	任意	IPAm 明朝	-	-	空白	11	-	
19	申告区分			●	●	申告区分を示すことは必須ではないが、更正決定の対象が明確になる利点もあるため、実施してもしなくても良い項目とする。		1	無	全角	10	IPAm 明朝	-	-	空白	11	-	
20	事業年度			●			例)令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日まで	1	無	全角	30	IPAm 明朝	-	-	空白	11	-	
21	区分(更正・決定後)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		●				1	無	数値型	12	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	カンマ区切りに編集する。
22		分割基準		●			例)500/1,000	1	無	半角	15	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	
23		課税標準額		●		課税標準となる法人税額等(分割基準による分割後)を指す。		1	無	数値型	12	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	カンマ区切りに編集する。
24		税率		●			例)8.4/100	1	無	数値型	4	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	
25		法人税割額(控除前)		●				1	無	数値型	12	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	カンマ区切りに編集する。
26		市町村民税の特定割金税額控除額		●				1	無	数値型	12	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	カンマ区切りに編集する。
27		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		●				1	無	数値型	12	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	カンマ区切りに編集する。
28		外資の法人税率等の控除額		●				1	無	数値型	12	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	カンマ区切りに編集する。
29		産業経理に基づく法人税割額の控除額		●				1	無	数値型	12	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	カンマ区切りに編集する。
30		繰引法人税割額		●				1	無	数値型	12	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	カンマ区切りに編集する。
31		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		●		「差引法人税割額」(第20号様式⑩)を出力した上で、「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額」(第20号様式⑪)を出力しないと、「納付すべき法人税割額」(第20号様式⑫)との計算の繋がりが分りづらくなるため、出力は必須とする。		1	無	数値型	12	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	カンマ区切りに編集する。
32		納付すべき法人税割額		●				1	無	数値型	12	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	カンマ区切りに編集する。
33		均等割月数		●		【指定都市要件】行政区ごとの均等割月数、均等割額を出力できること。	例)12/12	1	無	数値型	2	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	
34		納付すべき均等割額		●		【指定都市要件】行政区ごとの均等割月数、均等割額を出力できること。		1	無	数値型	12	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	カンマ区切りに編集する。
35		合計税額		●		No.28とNo.30の合計額		1	無	数値型	12	IPAm 明朝	-	-	空白	10	-	カンマ区切りに編集する。

## その他要件

- データ要件：地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗換える場合等のデータ移行を容易にするため、デジタル庁が定める予定。
- 連携要件：基幹業務等システム間や他行政機関等とのデータ連携が円滑に行われるようにするため、デジタル庁が定める予定。
- 非機能要件：運用・保守性、セキュリティなどの要件。（「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」（デジタル庁・総務省作成）による。）

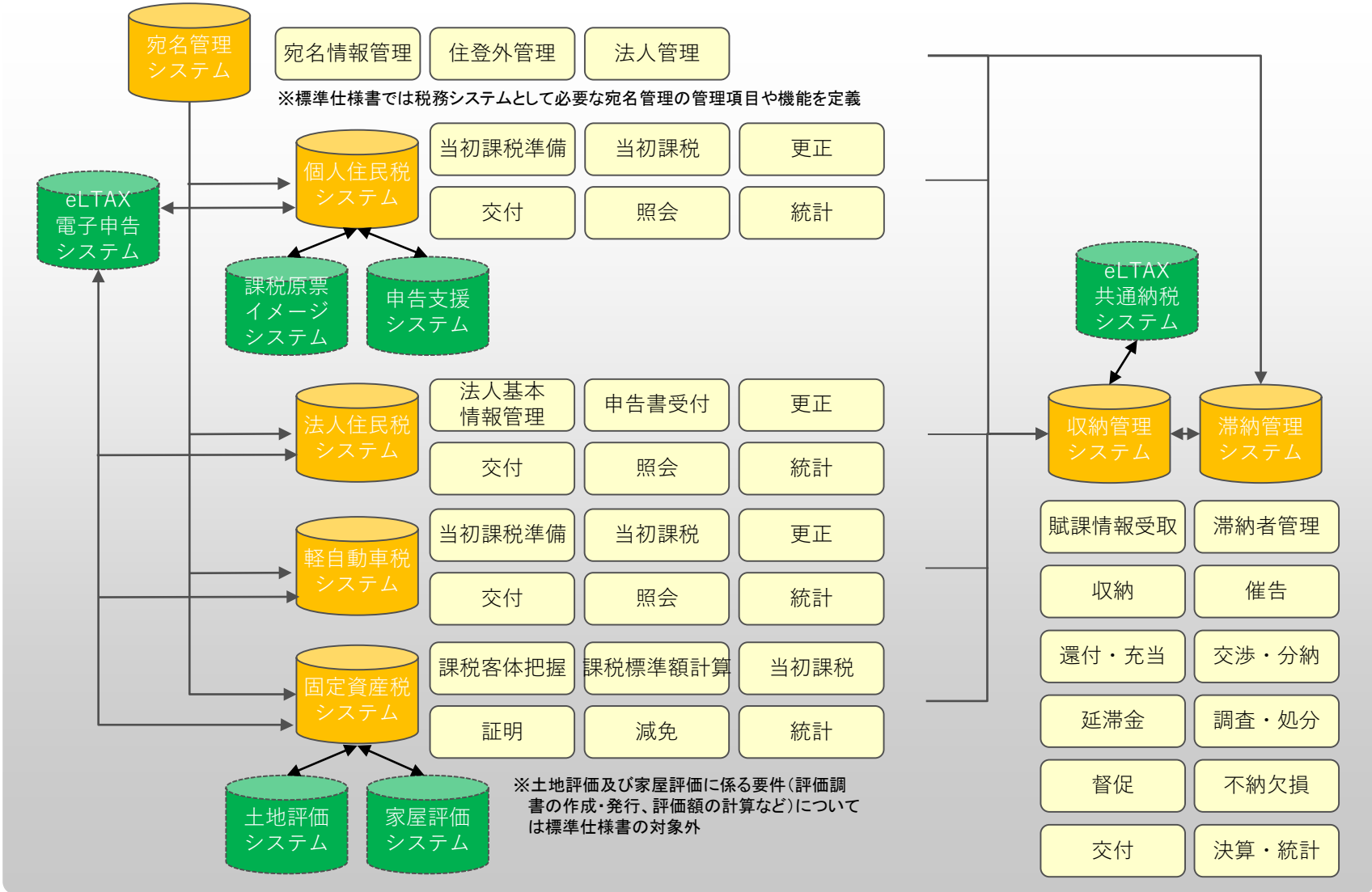
### 検討するデータ要件・連携要件の標準

- データ要件：基幹業務システムが管理するデータの項目や定義等の要件（中間標準レイアウトの拡充）
- 連携要件：基幹業務システムが他のシステムに提供するデータの項目や定義、それらの通信方式等の要件（地域情報プラットフォームの拡充）



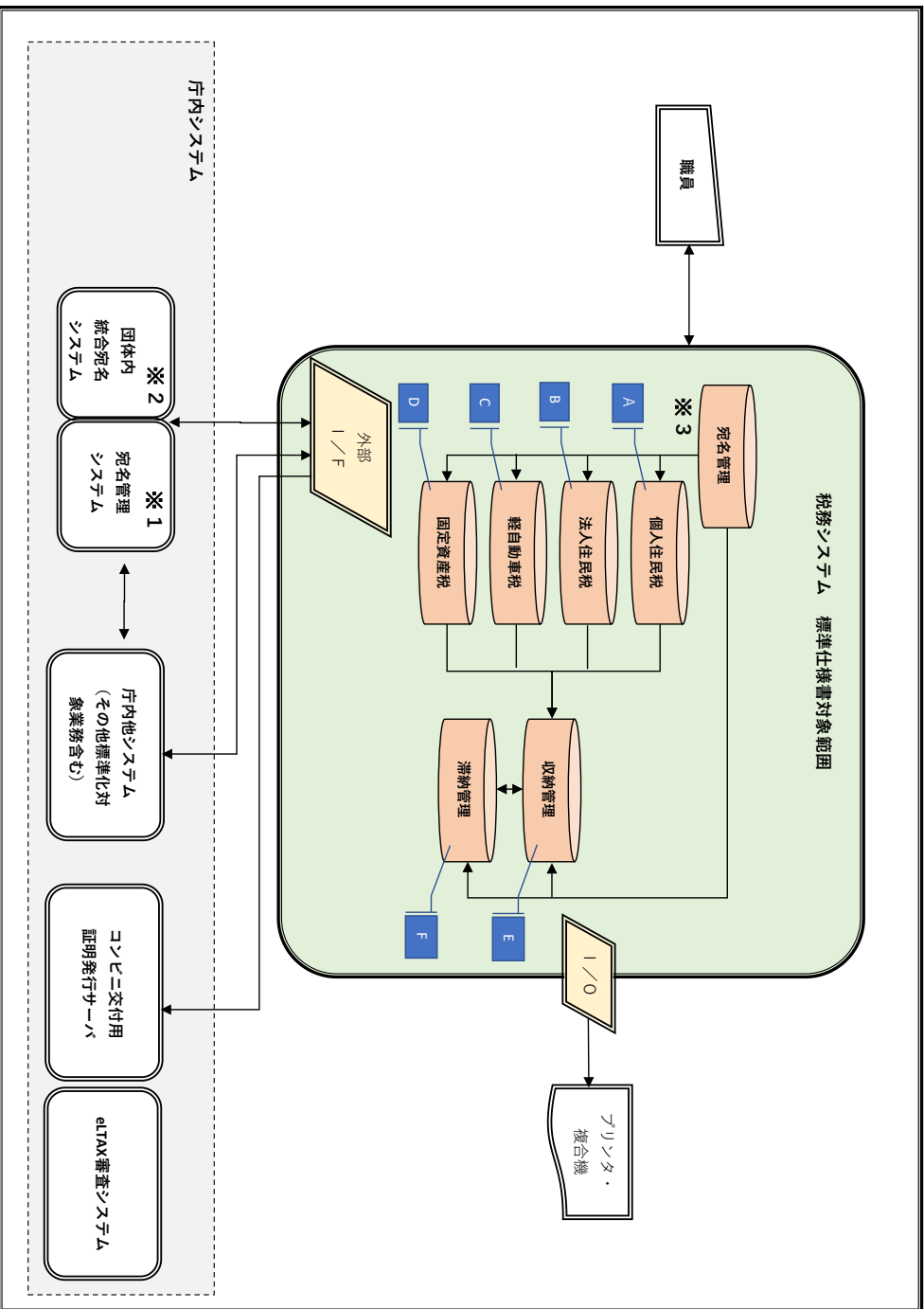
# 業務概要全体図及びシステム構成図

○ 地方団体におけるシステムの新規構築時や更改時において、業務全体を俯瞰することにより最適なシステム設計の検討等に資するよう、参考資料として提示。



※黄色は税務に係る事務処理機能。

## ◆【税務】システム構成図



データベースに含まれる情報	
A	個人住民税システムで管理する全てのデータ
B	法人住民税システムで管理する全てのデータ
C	軽自動車税システムで管理する全てのデータ
D	固定資産税システムで管理する全てのデータ
E	収納管理システムで管理する全てのデータ
F	滞納管理システムで管理する全てのデータ

- ※1 「宛名管理システム」：業務上必要となる宛名、住所、所在地等の「個人情報」を業務横断的に保持・管理するシステム。
- ※2 「団体内統合宛名システム」：各団体内において、「個人情報」を一意に管理できるよう、個人を特定する番号の紐づけを行うシステム。  
個人情報保護の観点から、中間サーバでは個人番号を保持することができないことから、当該システム内で中間サーバの「符号」と業務システムの「個人情報」の紐づけを行い、一意に個人を特定できる番号を団体内のシステムに連携する役割を持つ。  
(なお、分野横断的な宛名管理システムを追加する改修等により対応している団体においては、既存の宛名管理システムに個人番号を追加する改修等により対応している場合もある。)
- ※3 税務システムで必要な情報のみが定義対象。事業者のパッケージシステム構成としては、税務業務以外の業務も含めた統合パッケージシステムに宛名管理を実装されている場合もあることを認識しているが、そのような実装を妨げるものではない。